

九州情報コーナー広報要領

福岡市総務企画局企画調整部

1. 配布資料

●配布資料とは

チラシ、パンフレット、ガイド冊子など

●配置方法

九州情報コーナー内の「チラシ・パンフレットコーナー」に利用者が自由に持ち帰られるように配置。(九州8県毎、九州以外、多言語の10コーナーに配置)

●提出方法

「九州情報コーナー 配布届出書(様式1)」に必要事項を記入の上、広報物と併せて提出してください。(郵送でも可)

※担当者の確認印を忘れずに押印してください。

(郵送の場合)

〒810-8620

福岡市中央区天神1-8-1 1階

情報プラザ(九州情報コーナー) 行

●配布基準

受け入れる広報物

自治体(県市町村)や福岡市役所各所属からの配布依頼に基づくものであって、以下の受け入れない広報物に該当しないもの。

受け入れない広報物

- ①公共性に欠けるもの
- ②特定の宗教・政治・意見・人物のPRに関するもの
- ③企業広報、物販、客寄せ等営業色が強いもの
- ④営業的広告が主な割合を占めるもの
- ⑤公序良俗に反するもの

●その他

配置スペースが限定されているため、配布のご希望に添えない場合もあります。

2. ポスター掲示

●配置方法

九州情報コーナー内のポスター掲示板に掲示。(九州8県毎、九州以外、多言語の10枠)

●提出方法

「九州情報コーナー 掲示届出書(様式2)」に必要事項を記入の上、ポスターと併せて提出してください。(郵送でも可)

※担当者の確認印を忘れずに押印してください。

(郵送の場合)

〒810-8620

福岡市中央区天神1-8-1 1階

情報プラザ(九州情報コーナー) 行

●掲示基準

掲示できるポスター

福岡市内の各県事務所(福岡市内に事務所のない場合は、県)の依頼に基づくものであって、以下の掲示できないポスターに該当しないもの。

※サイズはB1

掲示できないポスター

- ①公共性に欠けるもの
- ②特定の宗教・政治・意見・人物のPRに関するもの
- ③公序良俗に反するもの
- ④民間企業等の公告を印刷しているポスター

※ただし、共催者・後援者・協賛者、または後援会・展示会等の会場として、第三者の名称(キャッチフレーズ等の営利公告は不可)を印刷している場合はこの限りではない。

3. DVD放映

九州情報コーナー内のモニターにおいて九州各県のプロモーション映像を随時放映しています。希望される場合は、福岡市総務企画局企画調整部企画課へご相談ください。

【問い合わせ先】

●九州情報コーナー全般、DVD放映に関すること

福岡市総務企画局企画調整部企画課 092-711-4085

●配布資料、ポスターの手続きに関すること

福岡市情報プラザ 092-733-5333